

〔論 説〕

中国の企業制度と産業発展*

石 山 嘉 英

はじめに

中国においては、本稿執筆時点の2010年末においても市場経済への移行が進行中である。中国において「改革と開放」が始まったのは1979年であるが、その後の経済成長は著しい。この経済の高成長は色々な角度から分析することができるが、その中心となるテーマは企業制度であろう。中国にはいかなる種類の企業があり、その数と規模はどのように推移してきたのか。また、企業はどのような企業がバナンスのもとにおかれており、何を目標として活動しているのか。これらは基本的問題であるが、これまでの研究の中では必ずしも完全に解明されていないように思われる。そこで本稿ではこれらの問題について、先行研究のいくつかをレビューした上で、ひとつの見解を提示することとしたい。

企業制度の研究は、その企業が所属する産業と密接不可分の関係にあると言える。所属する産業によって企業の行動や特徴はかなり異なっているのが現実である。本稿ではすべての産業を取り上げることは断念し、注目度の高い工業のみを取り上げることにする。しかし、工業といってもその中にはさまざまな業種があり、ひとつの論文の中でそのすべてをカバーすることは不可能である。そこで以下では注目度の高い3つの業種を取り上げることにした。ここで「工業」とは、製造業に、鉱物（石油を含む）の採掘・精製業を加えたものであり、中国の統計の中ではもっともデータがそろっている分野である。

工業の生産物は国際貿易が行われているのがふつうであり、また経済のグローバル化に伴って直接投資による現地生産も拡大している。したがって、貿易や現地生産が企業活動にいかなる影響を与えているかという視点も欠かせないであろう。

本稿は、中国の企業制度と企業行動の特徴を企業が所属する産業の特性と関連づけながら明らかにしようとするものであり、主な目的は正確な事実の把握にある。できるだけ正確な現状の把握ができればそれでいいわけであるが、それでもいくつかの一般的傾向を抽出することは可能である。それを前もって提示すると以下ようになる。

第一に、中国の工業においては国有企業（公有企業）の存在は小さくなっており、私営企業が支配的な地位を占めている。国有企業（公有企業）は政府から規制と保護の両方を受ける立場にあり、その存在は無視できないが、民営企業の成長は中国経済の市場経済化がかなり進んだことを一応は意味する。全体として、国有企業の効率性は民営企業のそれよりも低いことはたしかなので、国有企業の相対的な縮小は中国経済の成長にプラスの影響をもったと考えられる。ただし、民営企業といえども政府の保護育成を受けることがあり、純粋に市場経済の中の一単位として行動しているとは言いきれない。

第二に、多くの中国企業について一般的に言えることであるが、ダイナミズムと弱点の

(*) 本稿は、筆者が本学の在外研究の制度によって、2010年9月末から2011年3月初めまで北京大学の客員研究員であった時にとりまとめたものである。

両方が観察される。生産能力の拡張の面では、政府の指導がしばしば無視されるほど積極的な行動が見られる。しかし、生産性の上昇と製品のグレードアップのスピードは十分でないように見える。その理由は、中国経済が生産量の拡大を優先させてきたこと、生産技術の高度化と研究開発に支出するインセンティブが十分に存在しないことなどであろう。ただし、近年この状況は変わりつつあり、中国企業がどこまで生産性改善と製品のグレードアップを進めていくのかが注目される。

第三に、中国工業の粗生産額と輸出額においては外資系企業の存在はきわめて大きい。外資系企業は製品のコアとなる原材料、部品を海外から輸入し、組み立てのみを中国で行うことが多い。部品の多くは外資系企業の親会社が供給する。したがって、その中国における生産活動がつくり出す付加価値は大きくないのがふつうである。中国にとってはこの体制が長期にわたって続くことは望ましくないため、外資系企業に対するローカル・コンテンツ上昇や技術移転の要求はきびしくなっていく見通しである。

1. 工業企業の数と規模

2004年の経済センサス（2004）によると、1980年の時点で工業企業数は37万7,300であったが、1990年には800万近くに急増している。ただし、主業務からの年間売上げが500万元以上の工業企業数は、2004年に133万であった。

国家統計局（2010）の「中国統計年鑑」も近年は「主業務からの売上げが500万元以上」という基準を使っている。それによると、2009年時点の工業企業数は43万4,364であり、2004年と比べると大幅に減っている。この大幅な減少の理由は、1社当たりで売上げを大きく伸ばす企業があり、同時に競争に耐えられずに廃業したり買収される企業が多かったということであろう。この「中国統計年鑑」には、企業数以外にも興味深いデータが示されている。それを要約したものが表1である。

この表1からはいくつかの特徴を読みとることができる。それを箇条書きにしてみよう。

- (1) 国有企業（株式制になる以前のもの）の数は9,105で全体の2.1%に過ぎないが、その粗生産額（付加価値額でなく、投入物の価値を含む生産額）の4兆5,648億元は全体の8.3%を占めており、国有企業の規模は比較的大きいことがわかる。1企業当たりの粗生産額は約5億元である。
- (2) 内資企業の中でもっとも数が多いのは「私営企業」であり、その数25万6,031は全体の58.9%となる。しかし、その粗生産額16兆2,026億元は全体の29.6%であり、1企業当たりでは6,328万元となる。
- (3) 香港、マカオ、台湾の企業が中国本土に設立している企業も広い意味では外資系企業であるが、その数3万4,365は全体の7.9%であり、小さくない。
- (4) 表1においては上記の3地域以外の国の企業が独資あるいは合併で中国に設立している企業を「外資企業」としている。このカテゴリーには、正確には中国と外国との「中外合作企業」（資本関係はないが提携協力がある）が少数含まれている。外資企業の数4万1,011は全体の9.4%であり、きわめて多いと言えよう。その粗生産額10兆466億元も全体の23.1%を占める。1企業当たりでは2.4億元である。

では、カテゴリーごとの企業数と粗生産額はどのように推移してきただろうか。ここでは企業数を省略し、企業のカテゴリーごとの粗生産額の相対的な比率、つまり全体に

表1 工業企業の主要データ (2009年)

	数	粗生産額 (億元)	利益 (億元)	従業員数 (万人)
合計	434,364	548,311	34,542	8,831
内資企業	358,988	395,625	24,435	6,380
国有企業	9,105	45,648	1,973	639
集体企業	10,285	9,587	638	199
股份合作企業	5,011	3,608	242	66
連營企業	735	1,296	52	17
有限責任公司	65,926	121,078	7,684	1,872
股份有限公司	9,275	50,209	4,033	570
私營企業	256,031	162,026	9,678	2,974
其他企業	2,620	2,173	135	44
港、澳、台資企業	34,365	52,221	3,448	1,143
外資企業	41,011	100,466	6,659	1,307
中外合弁企業	15,472	45,783	3,559	450
中外合作企業	1,322	2,073	171	35
外資(独資)企業	23,552	49,046	2,662	777
外資股份有限公司	665	3,563	267	46

(出所) 中国統計年鑑 (2010年版)

(注) 年間売上げが500万元以上のものである。

占めるシェア (%) を示しておきたい。それが表2であるが、2005年までは Perkins and Rawski (2008) の作成した表をそのまま引用している。2009年のデータのみは筆者が「中国統計年鑑」(2010年版) から計算した。この表2には5つの企業カテゴリーが区別されているが、その意味を説明しておこう。

- (1) 「国有企業」は表1の国有企業と基本的に同じものである。ただし、2000年、2005年、2009年については、有限責任公司の中に分類されている国有独資公司を含んでいる。
- (2) 表1の内資企業の中の股份合作企業、有限責任公司(国有独資を除く)、股份有限公司の3つは表2においては合計されており、「股份企業および有限責任企業」と表示されている。
- (3) 表1の港、澳、台資企業と外資企業は表2においては合計されており、「外資系企業」と表示されている。
- (4) 1980年から1990年までのデータは年間売上げの大きさにかかわらずすべての企業を網羅している。1995年のデータは売上げ100万元以上の企業を対象としている。2000年以降のデータは売上げ500万元以上の企業を対象としている。

この表2からわかるのは、国有企業と集体企業(地方政府が所有する企業)の生産シェアが大きく低下したということである。これら2つのカテゴリーを合計して「公有企業」としてみても、そのシェアは2009年に10.0%にすぎない。1980年にはそのシェアは100%

表2 工業企業のカテゴリごとの粗生産額シェア (%)

年	国有企業	集体企業	股份企業および 有限責任企業	私営企業	外資系企業
1980	80.8	18.5	n.a.	0.0	0.0
1985	73.1	25.5	n.a.	0.0	0.4
1990	54.6	35.6	n.a.	5.4	1.9
1995	38.5	37.1	4.1	3.4	15.9
2000	34.9	17.1	12.5	4.5	26.1
2005	15.1	4.4	25.7	22.4	30.2
2009	12.3	1.7	27.9	29.6	27.8

(出所) Perkins and Rawski (2008), 中国統計年鑑 (2010年版)

(注) 表1の中の「連営企業」, 「その他企業」を含まないので, 合計は100%とならない。外資系企業は表1の港, 澳, 台資企業と外資企業の合計である。

近かったので, 対比が著しい。この事実とうらはらになっているのが股份企業および有限責任企業, 私営企業のシェアの著しい伸びである。これら2つのカテゴリのうち前者は必ずしも純粋に民営とは言えない。しかし, 繰り返しになるが, 2000年以降については, 有限責任公司の中の国有独資公司を「国有企業」として分類したので, 表2の中の3番目のカテゴリはほぼ民営企業と見ることができよう。したがって, このカテゴリに4番目のカテゴリ, すなわち私営企業を加えて「民営企業」と定義すると, 2009年にそのシェアは57.5%まで高まっている。このシェアは2005年に48.1%であったから, 「民営企業」の生産シェアから見れば2005年ごろに, 「工業生産の中で」という限定つきながら, 民営化が道半ばに達したと言えよう。民営企業のシェアの上昇は今後も続くであろう。

ただし, 中国の工業においては外資系企業の生産がきわめて大きい。その存在は1995年ごろから大きくなっており, 2000年以降はシェアは約30%にもなっている。ただ, そのシェアは今後は少しずつ低下していくものと思われる。これは中国の内資企業の中の「民営企業」が今後とも生産力, 技術を高め続けると見込まれるからである。

表2について留意すべきなのは, 国有企業 (あるいはそれに集体企業を加えた公有企業) の影響力とその生産シェアとはイコールではないということである。国有企業には規模の大きいものが多く, 複数の子会社をもつことも多い。また, 民営企業に出資をすることもある。実質的に国有企業が支配する民営企業があっても, その民営企業の粗生産額は表2においては国有企業の粗生産額とはされていない。Haggard and Huang (2008) は, 非国有部門をすべて民営部門とすると民営部門を過大評価することになるので注意すべきだと述べているが, 同時に, 国有企業が“相当な”出資を行っている集体企業や民営企業を国有部門に分類すると国有部門を過大評価することになるとも述べている。股份有限公司についてはその支配関係が把握しにくいということもあろう。このように国有 (あるいは公有) 部門の生産シェアの測定にはあいまいさがつきまとうが, 国有 (あるいは公有) 部門が大幅に縮小してきたという表2の伝えるメッセージには間違いはない。

2. 企業の種類

表1の「内資企業」は、「その他企業」を除くと7つのカテゴリーに分けられている。それぞれの正確な定義は「中国統計年鑑」には述べられていないので、ここで定義を確認しつつそれぞれの性格を明らかにしてみよう。

7つのカテゴリーはすべて「企業」あるいは「公司」であるが、前者が必ず法人格をもつとは限らない。中国には個人企業あるいは自営業者も存在している。これを「個人企業」と呼ぶと、法人格をもつ企業との区別があいまいになってしまうという問題はあるが、中国では通常、表1の中の「私営企業」とこの「個人企業」を合わせたものを「民営企業」と呼んでいる。「中国統計年鑑」は「私営企業」という表現を使っているので、個人企業は含んでいないと推測される。

中国では、事業を行おうとする法人または個人は、国家工商総局の地方出先機関に登記を行うことになっているので、企業の数はかなり正確にわかる。ちなみに、全国工商連研究室（2010）によると、2008年において、すべての規模の私営企業数は657万4,171であり、個人企業数は2,917万3,323である（全経済）。また、私営企業の約3分の1が工業で活動している。Haggard and Huang（2008）によると、近年は小規模の私営企業と個人企業の区別があいまいになっているが、慣習によって、外部から雇い入れる従業員が8人以下のものが個人企業とされ、8人を超えるものが私営企業とされている。

さて、表1に戻るとして、内資企業のそれぞれのカテゴリーについては、以下のように定義を明確にしておこう。

- (1) 「国有企業」はここでは狭く定義されており、まだ株式制にも有限責任公司にもなっていないものがこれである。「連営企業」の中には「国有連営企業」があり、また「有限責任公司」の中に「国有独資公司」がある。これらは広義の国有企業と定義すべきものであろう。さらに「股份有限公司」の中で国家が、あるいは国有企業が支配的な株式を所有するものがあれば、それも広義の国有企業とすべきであろうし、「有限責任公司」についても同じことが言えよう。しかし、股份有限公司については「中国統計年鑑」はこれ以上の細かい分類を行っていない。常識的には国有企業は広義で定義すべきものであろう。

データはすこし古いが、財政省（2009）によると、狭義か広義かははっきりしないが、2007年において経済全体の国有企業数は11万2,000もある。（大幅に減少してきたにもかかわらず、まだ多い。）数のみから言えば、規模の小さい国有企業が多いのである。また、国有企業のすべてを中央政府が管理しているわけではなく、中央政府が管理するのは2万2,000、地方政府が管理するものは9万となっている。国有企業には財政資金の投入があり、また株式化の後には取引所上場が優先的に行われている。つまり「政企不分離」の状態が続いている。

- (2) 「集体企業」もやはり狭く定義されており、まだ株式制にも有限責任公司にもなっておらず、地方政府によって所有されているものがこれである。英文では collective-owned enterprise となっている。このカテゴリーの中でよく知られているのは「郷鎮企業」(township and village enterprise) であり、町や村によって設立され所有されているものである。
- (3) 「股份合作企業」は英文では cooperative enterprise であり、これにもっともふさ

わしい日本語表現は「協同組合」であろう。協同組合には個人の出資がある。「股份」(グーフエン)は株式または出資を意味するので、その表現が入っていてもおかしくはないが、英文の方がわかりやすい。Haggard and Huang (2008)によると、このタイプの企業は以前に郷鎮企業または小規模の国有企業だったものが多く、従業員が出資を行っている。

- (4) 「連営企業」は英文では joint ownership enterprise である。これだけでは実態はよくわからないが、これはさらに次の4つに分類されている。

国有連営企業 (state joint ownership enterprise)

集体連営企業 (collective joint ownership enterprise)

国有・集体連営企業 (joint state-collective enterprise)

その他の連営企業

これもやはり株式制あるいは有限責任公司になっていない企業であり、中央政府、地方政府が共同で所有し運営する企業である。国有の連営企業があることは理解しにくいですが、所有者が国と国有企業、あるいは複数の国有企業となっているようなケースを指すものと思われる。

- (5) 「有限責任公司」(limited liability corporation)はこのままで理解できる。これは株式制となっていない会社であるが、持分の形での出資はありうる。このカテゴリーは以下の2つに分けられている。

国有独資公司 (state sole funded corporation)

その他の有限責任公司

- (6) 股份有限公司 (share-holding corporation) は標準的な株式会社であるが、(7)の一部にもこれがある。

- (7) 「私営企業」(private enterprise) は以下の4つに分けられている。

私営独資企業 (private-funded enterprise)

私営合伙企業 (private partnership enterprise)

私営有限責任公司 (private limited liability corporation)

私営股份有限公司 (private share-holding corporation)

国家工商総局(2009)によると、2008年において登記されている私営企業の数657万(うち工業は203万)である。これらはいずれも、個人企業から成長したものか国営企業が民営化したものである。

ここで気がつくのは、(5)と(6)に独立カテゴリーとして有限責任公司、股份有限公司がすでにあるにもかかわらず、それらに「私営」を冠して7番目のカテゴリーの一部としてのことである。独立カテゴリーとして(7)が設けられている意味は、この中に分類される企業あるいは公司是100%他の私営企業あるいは個人によって所有されているということであろう。つまり、「私営企業」を狭く定義していることになる。しかし、前節では国有企業を狭く定義することは不適切と指摘したが、「私営企業」のみを民営企業としてとらえることも不適切である。(5)と(6)の中にも「私営企業」に近いものは存在しよう。また、「集体企業」の中にもきわめて民営あるいは私営に近いものが少なくないと言われている。とくに郷鎮企業についてはその印象が強い。

なお、(7)において、「私営独資企業」はわかりやすいが、「私営合伙企業」は英文のパー

トナーシップによって理解できる。「合伙」(フーフォ)とは「共同」という意味である。

3. 国有企業に関する国の政策

「私営企業」あるいはそれに近いものの行動は想像がつく。それは他の市場経済の国の私企業の行動と基本的に同じである。しかし、国有企業(狭義か広義かを問わない)の行動はどのような原則にしたがっているのだろうか。もちろん、数多くの国有企業の中には私営企業と同じように行動しているものも見受けられるので一般論は成り立たない。しかし、国有企業の中でも国有らしいものを取り上げれば、その行動には私営企業の行動と異なる特徴があるように思われる。国有企業の経済への影響力はその生産に占めるシェア以上に大きいので、その特徴を明らかにしておく意味は小さくない。

ここでは「国有企業」を広義に解釈するとして、これまで中央政府がどんな政策をとってきたかを週刊新聞である21世紀経済報道(2011)の記事に依りながらまとめてみよう。

1979年12月に共産党中央委員会が「改革と開放」の政策を決定した時点では、ほとんどの企業は国有だったわけであり、当初の政策は国有という形態のまま企業の自主権を拡大するものであった。しかし、国有という形態を変えることなく自主権を拡大することには限界があることが明らかになった(自主権拡大の政策は失敗した)。そこで、共産党と政府は、1980年代には国有企業の改革を棚上げし、郷鎮企業を含む民営的な企業の設立と拡大をサポートする政策をとった。これによって民営企業数は増加し始めた。競争圧力の増大によって国有企業はある程度は効率化されたものの、大きな変化は見られなかった。

国有(あるいは公有)企業が国民のニーズに応えられないことが次第に明らかになっていたにもかかわらず、1980年代においては計画経済がまだ主流であった。したがって、国有企業の改革は着手されなかった。Wu, Sui and Zheng (2010)によると、1984年に共産党中央委員会は「計画商品経済」の導入を決定しているが、これは商品経済あるいは市場経済を認めるものの、基本は依然として計画経済、社会主義経済にあるということの意味していた。国有企業の改革は1990年代に入ってから行われることになった。

中国が正式に「社会主義的市場経済」という表現を採用したのは、1992年の共産党大会においてであり、この年から広い範囲にわたる改革が実施され始めた。1993年には「公司法」が制定されており、国有(公有)以外の形態の会社も設立できるようになった。(2006年1月にはその改正法が施行されて、監査役会の役割が強化された。)Wu, Sui and Zhengによると、企業は公的に所有されるべきだ、その方が私企業より優れているという社会主義的な思想が修正されたのは1997年の全国人民代表大会においてである。この大会において、それまでの「いかなる地域、いかなる産業においても公的所有が支配的たるべきである」という思想に代わって「地域ごと、産業ごとに企業の所有形態は多様であっていい」という思想が承認されている。ただし、経済のライフラインにあたる分野においては、引き続き国有企業が支配的な地位を占めるべきであるとされた。

こうした改革への気運の中で、1997年に開かれた共産党大会は、明確に国有経済のウエイトの大小は社会主義経済の性質とは直接関係がないこと、国有経済は縮小させる必要があることを承認した。こうして、このあと数年の間、多くの小規模な国有企業は民営化され、多くの中・大規模の国有企業は株式制に組織を変えることとなった。これは「抓大放小」の政策と呼ばれた。

以上はほとんど21世紀経済報道の記事の要約であるが、21世紀に入っても政策の変化が見られる。もっとも目立つのは、2003年に国務院から「国家資産管理条例」が発出され、国の機関として「国家資産監督管理委員会」（国資委）が設立されたことである。（それまで国有企業の監督管理は各省が行っていた。）地方政府に管理が任されている国有企業を除き、2010年時点で中央政府が管理する国有企業の数約2万と推定されるが、これらは中央国有企業（央企）と呼ばれており、「国資委」がその管理を一元的に行うこととした。設立されて以来、国資委は国有企業のリストラと改革を行ってきた（改革は株式化を含む）。改革の目標は国有企業の行動を市場経済に適合的なものとするところにある。国資委は2010年末に122ある大規模国有企業の管理を重点的に行っており、この122の国有企業が「央企」と呼ばれることもある。徐伝湛および季政（2010）によると、この狭い意味での中央国有企業数は、国資委の成立の時点で196であったが、2010年6月末の時点で125である。2009年には129の央企が存在したが、その資産総額は21兆元、主業務からの売上げは13兆元、利潤は7,977億元となっている。China Daily（2010b）の記事によると、国資委は122の央企を株式制組織とした上でその多くを上場する（2011年の目標は40）予定である。この株式化は、央企本体のみでなく、その子会社にも及ぶとされている。（央企は多くの子会社をもつのがふつうである）。つまり、央企に関してはようやく2011年に本格的な株式化と上場が始まるということなのである。

しかし、中央政府としては、国の経済の骨格となっているような央企は、株式化するとしても引き続き国が支配的な株式を所有していく姿勢を保っている。

国有企業は現在も依然として中国経済の中で大きな存在である。2010年末の時点で122の央企のデータを見ると、総資産額は24.3兆元、2010年の純利益は8,490億元、2010年に支払った税は1.4兆元（中央・地方の財政収入の6分の1）となっている（経済観察報（2011））。ただし、この122の央企は工業のみに限られない。電気通信、エネルギー、電力などにも巨大な央企がある。

国有企業が経済の中でどんな地位を占めるべきかについては、2006年に国資委が発表した方針を見るとわかる。それは国有企業が支配力をもつべき産業を指定するものであり、表3のようになっている。この表を見ると、ほとんどの産業において国有企業が支配力をもつべきものとされている。

表3 国有企業が優先する産業

国有企業が絶対的な支配力をもつべき産業	兵器、電力電網、石油石化、電気通信、石炭、民間航空、海運
国有企業が比較的強い支配力をもつべき産業	設備製造、自動車、電子・情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化工、測量設計、科技

どのような分野の国有企業を支配し続けるかについては、すでに2006年に国資委が指針を発表している。この指針によると、国有企業が“絶対的な支配力”をもつべき分野は7産業（兵器、電力電網、石油石化、電信、石炭、民間航空、海運）であり、“比較的強い支配力”をもつべき分野は9産業（設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化工、測量設計、科技）となっている（21世紀経済報道（2011））。この指針を見る限り、

中央政府はほとんどの主要産業において国有企業の支配力を維持しようとしていることがわかる。中国政府は国有企業の民営化を進めてきたと言ってきた。中小規模の国有企業についてはたしかにそうだろう。しかし、大規模の国有企業についてはそうは言えないように思われる。とくに、国資委が重点管理している120余りの大規模国有企業は、株式化され上場されていくであろうが、支配株を国資委が所有し続けると思われるので国有企業のままであり、国のコントロールは続くと思えるべきであろう。大型の国有企業には外資の参加も認められていない。(外国企業に資本参加することはある。)

このような国有企業が戦略的分野で存続する限り、中国を市場経済の国と見なすことはできないと言えよう。国有企業は国からさまざまな規制と保護を受けており、民営企業との間に公平な競争条件は存在しないからである。国有企業の役員人事は国が決められていること、独占的地位が黙認されていること、民営企業の健全な発展を妨げていることなど、国有企業の存続によっておこっている問題は小さくない。

4. 外資企業に対する政策

表1の「外資企業」を見ると、その内訳として4つのタイプがあることがわかる。「中外合弁企業」はその名のとおり、中国企業と外国企業が出資して設立する企業である。「中外合作企業」は資本関係はないが、中国企業と外国企業が契約にもとづいて提携している企業である。英文では cooperation enterprise である。「外資(独資)企業」は「中国統計年鑑」においてはたんに「外資企業」と表記されているが、わかりやすくするため(独資)という表現を挿入した。英文では enterprise with sole funds となっている。「外資股份有限公司」は英文ではたんに share-holding corporation となっている。このタイプが分けられているということは、中外合弁企業と外資(独資)企業は有限責任会社だということであろう。これら4つのタイプの中では、数と粗生産額が最大なのが外資(独資)企業であるが、その次に位置する中外合弁企業も小さくない。

「外資企業」はこれら4つのタイプの総称であるが、これまで中国政府はその中国への進出を条件つきではあるが歓迎してきたと言える。「改革と開放」の政策が始まった1979年当時、中国企業の技術力は弱かったので、外資企業の力を借りて中国企業の技術力、経営力を引き上げようとしたのである。ただし、これまでの政策は手放しの歓迎ではない。1979年に「中外合資経営企業法」が制定されているが、その名のとおり外資の進出は中国企業との合弁が原則であった。その例外は1980年に設立された深圳など4つの市の経済特区であり、ここには100%の外資企業の設立も認められた。(1988年には海南が経済特区に加えられた。)

「中外合資経営企業法」の考え方は、外資との合弁企業は中国経済の発展とその技術水準の向上に役立つものを認めていくというものであり、当初は外資の比率は25~50%に制限され、また董事長(代表取締役)は中国人とするという条件があった。さらに、現在まで続く政策スタンスとして、中国側企業への技術移転を進めるという条件もあった。

経済特区に進出する外国企業に対しては規制はよりゆるやかであった。独資の進出が認められたほか、企業所得税の減免、一部の地方税の免除、輸入する設備や部品に対する関税の免除などの優遇措置がとられた。このメリットは大きいと言える。このころの企業所得税は33%であった(現在は25%)が、経済特区では15%とされた。1984年には、大連、

天津、温州、福州など14の港をもつ市が経済開放区として指定されたので、外資が進出できる地域は大幅に増えた。経済開放区における企業所得税の税率は24%とされた。15%の優遇税率は、その後、経済特区のみでなく、国家級経済技術開発区の企業、上海浦東の生産型企業、経済開放区の一部の奨励企業、国家級高度新技術開発区の高度新技術企業、保税区・輸出加工区の生産型企業にも適用されることになった。

これらの特別区以外に進出した外資企業に対しても税の優遇はある。それは経営を始めてから10年以上が経過した生産型企業に対してであり、利益計上が実現した年度から2年間は企業所得税を免税とし、次の3年間は企業所得税を半分とするというものであり、「二免三減」と呼ばれる政策である。

しかし、外資企業に対しては優遇策ばかりがとられたわけではない。一定の輸出義務がある、一定のローカルコンテンツが要求される、中国企業に技術援助を行う場合のロイヤリティに営業税が課税されるなどの負担もある。

中外合弁企業の原則のもとでは、結局中国への直接投資はあまり増加しなかった。外国企業にとっては合弁の相手方となる中国企業の経営スタイルが満足できるようなものではなかったのであろう。そこで中国政府は1986年に「外資企業法」（この外資企業は独資の外資を指す）を制定して100%の外資企業の進出を認め、1988年には「中外合作企業法」を制定してこのタイプの企業も認めることとした。しかしすぐに外資の進出が増えたわけではない。1980年代には多くの外資企業は利益を計上できなかつたと言われている。

外国企業が目立って中国への直接投資を増やし始めたのは1992年である。この年に共産党が広い範囲で改革を開始したこともあるが、外国企業がようやく中国経済の高成長を認め、将来は巨大市場に育つだろうという見通しをもったことが主たる理由であろう。また、独資による進出がより広い分野で認められるようになったということもあろう。

2000年代に入ると、中国への直接投資は急増し始めた。その理由は、中国政府が世界貿易機関（WTO）への加入を急ぎ、外資企業の活動をより自由なことを約束したことにあると言えよう。中国の実際の加盟は2001年12月であったが、それ以前に中国と米国はきびしい二国間協議を行っている（合意は1999年11月）。この結果、中国は中国における外資企業の活動環境を大幅に改善することとなり、2000年10月から、中外合資経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法とその実施条例を改正して、外資企業の負担を軽減した。その内容は、外資バランスの要求（輸出入の均等の要求）、政府への生産計画報告義務の廃止などである。また、ローカルコンテンツの要求、一定の輸出義務も緩和された。2004年には指定を受けた企業のみが貿易を行えるというルールも廃止された。

これらの外資優遇策が結実して、2000年から中国への直接投資は急増し始め、現在に至っている。近年においては、中国の輸出に占める外資系企業のシェアは60%近くになっており、大きな貿易黒字は外資系なしには考えられない。中国企業への技術移転もかなり進んだと評価できよう。とくに生産技術についてその印象が強い。（この結果はたんなる技術移転ではなく中国企業の研究・努力にもよる。）もちろん、総体としては外資系企業は中国の経済成長と雇用拡大にもプラスの貢献を行っていると見て間違いのないであろう。

しかし、中国企業が技術力、経営力を高めてきた結果、2005年ごろから外資系の優遇政策を縮小、廃止する動きが出てきている。中国政府の中には、かりに外資系の優遇をやめても外資は巨大な中国の市場を求めて進出し続けるだろうという自信が見られるようになっ

た。また、中国の民営企業は一貫して「外資系の優遇は不公平である」と主張してきた。外資系優遇を縮小する具体的な動きが見られるのは2008年以降である。日本経済新聞(2010)によると、外資系に対しては以下のような制度変更がある。

- ・2008年1月 外資系企業と中国企業の企業所得税率を段階的に同じにする「企業所得税法」の改正法が施行された。
- ・2008年8月 外資系企業による中国企業買収の規制を強化する「独占禁止法」が施行された。
- ・2009年11月 政府調達で自国製品を優遇する「国家自主開発製品認定制度」が導入された。
- ・2010年12月 外資系企業に免除していた都市維持建設税と教育費付加制度について、免除を取り止めることとした。この税は企業が増値税(中国版の付加価値税)を納めるときに同時に納めるもので、大都市で7%、中都市で5%、小都市で1%である。課税標準は、増値税、消費税(一部のぜいたく品にかかる)、営業税(サービスの提供額にかかる)の合計である。教育費付加は同じ課税標準の3%であり、課金は教育事業に使われる。これらの税、課金は中国企業に対しては1980年代半ばから課せられていた。

これらの税優遇措置の廃止によって、外資系企業と中国企業は同じ税負担のもとにおかれることになった。このような決定が行われた背景には、外資系企業の集積が進み、中国企業の実力が向上したという事実がある。この外資系優遇の廃止は中国政府としては大きな政策転換である。

5. 産業発展のメカニズム・その1

以上においては中国の企業制度の概略を説明した。そこで、以下では工業の中の3つの業種を取り上げて、産業としての発展のメカニズムがいかなるものであるかを論じることとしたい。が、まずは自動車産業を重点的に取り上げる。

現在の中国でもっとも著しい発展を見せている産業のひとつは自動車産業である。それは経済の中で大きな存在であり、裾野が広く、また国民生活の中でも目立つ産業である。中国では2009年に1,364万台の自動車(すべてのタイプ)が販売され(そのうち個人所有の乗用車は458万台)、伸び率は48.3%であり、米国を抜いて世界一となった。2010年にもこの販売台数は32%の増加を記録し、1,806万台となっている。この販売台数の3割は乗用車である。また、輸出は生産の2%程度で小さい。このように規模が大きく伸び率も高い市場においては、かなりの数の自動車メーカーが活動しうるのであろう。しかし、China Daily(2010a)によると、現在メーカーの総数は130もあり、とくにローエンドの市場で競争が激しいという。市場の拡大がはやいとはいえ、一定の企業統合は早晚おこるであろう。

現在中国で製造され販売されている乗用車は、ほとんど中国企業と外資企業との合弁企業によって製造されている。「改革と開放」以前にも中国企業は自動車を製造していたが、その技術力は国際レベルよりもはるかに低いものであった。しかし、自動車産業は重要であり、中国の市場が外資企業に席卷されるのは好ましくない。そこで中国政府は外資との合弁企業を奨励した。この流れの中で、先行者の利益を取ろうとしたのは、1980年代に進

出したドイツのフォルクスワーゲンと米国のクライスラーであった。前者は長春の第一汽車と、後者は北京の北京汽車と合弁企業を立ち上げている。金堅敏（2005）によると、合弁企業の形で進出したのは、1990年代には本田技研、スズキ、プジョー・シトロエン、GMであり、2000年代にはトヨタ、日産、フォード、現代自動車である。

東和男（2011）によると、中国における主要10社の2009年の乗用車販売台数（ミニバンを除く）は表4のようになっている。この表で注目すべきなのは、強烈的な伸び率もさることながら、奇瑞、比亞迪、吉利を除く7社がすべて合弁企業であることである。また、合弁の中国側企業はすべて国有企業である。上海大衆の「大衆」はフォルクスワーゲンであり、上海通用の「通用」はGM（GMの出資比率は49%）である。一汽大衆の「一汽」は中国第一汽車である。これらの合弁企業は有限責任会社の形態を採用している。中国側の親会社の多くは股份有限公司で国有企業であるが、合弁企業はそうではない。奇瑞汽車（安徽省）は安徽省と同省蕪湖市が設立した集体企業であり、吉利（浙江省）は民営の股份企業である。なお、本体である国有企業は多くの子会社をもつのがふつうである。最大手の上汽集団は持株会社であるが、子会社として上海汽車をもつ。上海汽車は合弁企業のほか、上海乗用車、上海申沃、上海汎衆、新南汽などの子会社をもっている（中国経営報（2010））。

表4 主要10社の乗用販売台数（2009年）

メーカー名	販売台数（万台）	2010年1～10月の 伸び率（前年比%）
上海大衆	72.9	41
上海通用	72.8	50
一汽大衆	67.0	31
北京現代	57.0	24
東風日産	51.8	32
奇瑞	48.4	31
比亞迪（BYD）	44.8	28
一汽豊田	41.7	21
広汽本田	36.6	7
吉利	32.5	28

（出所）東和男（2011）

これまでのところ、外資企業には殆どの場合、中国企業との合弁が要求されている。BMWとダイムラー（ベンツ）のような少量生産企業も合弁企業で生産している。また、本田技研は合弁として東風本田汽車（武漢市）と広汽本田汽車（広州市）を運営しているが、独資として本田汽車（広州市）を運営している（ただし生産した車はすべて輸出されている）。

注意すべきなのは、乗用車の生産に限っても、外資との合弁企業のシェアが近年は50%強となっていること、言い換えると外資の入らない中国系メーカーが50%近いシェアをもっていることである。表3には中国系地場メーカーが3社あるが、このリストには出ない小

規模なメーカーもある。また、合弁の中国側である中国第一汽車や上海汽車は、合弁による生産とは別に、小規模の自動車生産を行っている。このような生産シェアを見ると、中国系メーカーが力を蓄えてきたことがわかる。合弁の形をとらなくとも、合弁企業から人材を導入できるし、自身の研究開発支出を増やすこともできる。

合弁企業においては、外資側企業のブランド、技術、生産管理が利用されてきた。生産されるのは外資側企業の車種であるが、中国市場に合わせて多少の修正が行われる。生産管理においては「トヨタ生産方式」がよく知られているが、一汽豊田（天津市）においても当然実行されている。他の合弁企業においても同じようなことが行われているであろう。ただし、コアとなる部品（エンジン、変速機）の技術は外資側企業から中国に輸入されており、その製造技術が中国側企業にスムーズに移転しているわけではない。中国系メーカーの技術力は外資側企業と比べると現在でも一歩遅れたレベルにあると言えよう。

以上で見てきたように、中国の自動車産業は合弁企業と中国系企業が共存する構造をもっている。企業間の競争はもちろん存在するが、合弁は協力関係でもある。この状況の中で、中国系企業は製造あるいは生産管理の技術を学習し終え、品質の高い自動車の大規模生産を短期間で実現した。しかし、設計開発の技術においては先進諸国のメーカーに一歩遅れたところに位置している。中国系企業としてはこの面でも先進メーカーに追いつくことが課題である。折りしも、自動車のコア技術はエンジンから燃料電池、電気に大きくシフトし始めている。エンジン技術では先進メーカーとの格差をなかなか縮められない中国系企業が電気自動車の開発に熱心なのは、この分野なら日米欧のメーカーを逆転できるとの意気込みがあるからである。朝日新聞（2010）によると、中国政府も2011～2020年における自動車産業発展計画の中で、省エネ・新エネの自動車の研究開発と普及のために約1,000億円の財政資金を投入する予定である。

中国で現在おきている変化は、まず第一には政府と企業が一体となった新技術の開発である。もちろん電気自動車の普及には長い時間がかかろうし、先進諸国のメーカーもその開発を進めている。しかし、中国系企業がこの分野で先進メーカーと肩を並べることは十分にありえよう。第二に、中国系企業は自主ブランドの開発に力を入れている。外国メーカーを買収すればそのブランドも自主ブランドになる（吉利によるボルボ買収の例がある）。今後は中国系企業の自主開発による自主ブランドは増えていくであろう。そうなれば、外資企業との合弁がモデルとなってきた自動車産業のあり方が変わり、中国系企業のリーダーシップが強まることになる。これら2つの変化はこれからの中国の自動車産業の行方を考える場合のキーとなる要因と言えよう。

6. 産業発展のメカニズム・その2

本節では、家電産業と鉄鋼業を取り上げることとする。

(1) 家電産業

「改革と開放」が決まった時点（1979年）では中国企業の家電製品の生産はわずかなものであった。しかし、その後の30年において生産は飛躍的に増えた。表4はBrandt, Rawski and Sutton（2008）が作成したものであるが、4つの品目とも激しく増えていることがわかる。

家電製品の種類はさまざまであるが、その製造は技術的にはかなり容易である。したがっ

て、近年は生産の大部分を中国企業が行っている。1980年代には多くの外資企業が進出したが、1990年代には中国企業が生産が増加し、多くは撤退がおこった。しかし、2000年代になると、中国市場の将来性を見込んで中国での生産に再び注力する外資も出てきた。

中国の家電メーカーは殆どが国営企業である。トップ企業はTCLであり、その形態は股份有限公司である（TCLはThe Creative Lifeの頭文字をつなげたものである）。製品ごとに上位メーカーは異なっている。つまり、日本のような総合電機メーカーは存在しない。カラーテレビを例にとると、近年はTCL、康佳（Konka）、海爾（ハイアール）、長紅の4社が上位を占めている。ハイアールと長紅も股份有限公司である。康佳のみは香港企業との合弁企業である。外資企業としては、東芝、パナソニック、サムスン、LG、フィリップスが生産を行っているが、そのシェアは小さい。最近伸びている企業に格蘭仕があるが、これは主に電子レンジとエアコンを生産している。

薄型テレビの販売台数は、2011年に世界全体で2億台を超えられている。その中で、中国での販売台数は北米市場を抜き、4,500万台になると予想されている。このように巨大な国内市場が存在することは、確かに中国の家電メーカーにとっては追い風である。しかし、これだけ大量の薄型テレビを製造する中国のメーカーは、国際知名度の高いブランドを確立するまでには至っていない。国内市場は巨大であるが、ハイエンドの製品はあまり売れないのである。

中国の家電メーカーの問題は、コア技術の開発力の弱さにある。カラーテレビの場合、とくに薄型テレビにおいて、中国メーカーの製品には画質と音質の悪さという問題があるが、これらがなかなか改善されないのは技術力が弱いためであろう。しかし、製品の質が向上しない理由は消費者の側にもある。彼らは低価格を強く要求するが、高い画質と音質にはあまり関心がない。中国市場の中と途上国への輸出にはこれでいいのであろうが、先進諸国への輸出は困難であろう。製品の高度化のためにはやはり合弁企業が必要であり、TCLは東芝との合弁企業東芝ビジュアルプロダクツ中国において液晶テレビを製造している。なお、東芝は独資で白物家電の子会社をもっている。

高品質の家電製品にとって欠かせないものは半導体と液晶パネルの技術である。ところが、中国には液晶パネルを生産する企業が存在しなかったが、2010年末にようやく、TCLが工場を建設し始めたという報道が行われている。液晶パネルは日本のパナソニック、シャ-

表5 家電製品の生産台数

(単位：100万台)

年	カラーテレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
1978	0.004	0.03	0.0004	0.0002
1985	4.35	1.45	8.87	0.12
1990	10.33	4.63	6.63	0.24
1995	20.58	9.18	9.48	6.82
2000	39.36	12.79	14.43	18.27
2005	82.83	29.87	30.36	67.63

(出所) Brandt, Rawski and Sutton (2008)

(注) 当然であるが、外資系企業による生産も含んでいる。

プ、韓国のサムスン電子が生産技術をもっている。シャープは、中国電子情報産業との合弁で、2011年春から液晶パネルの生産を始めると報道されている。半導体は日本の東芝、ソニー、パナソニック、韓国のサムスン電子、米国のインテルが生産技術をもっており、また受託生産企業としては台湾の台湾積体回路製造（TSMC）や米国のグローバルファウンドリーズが生産技術をもっている。中国の半導体メーカーとしては中芯国際集成回路製造（SMIC、2000年設立）がある。ようやく近年になって、中国もこれらの中核部品の製造を本格化しつつある。しかし、世界の先進メーカーと競争できるのかどうかははっきりしない。中国の電機メーカーは、日本、韓国、台湾のメーカーとの合弁企業を立ち上げることになりそうである。なお、半導体メーカーとしては六合万通微電子技術という名の小企業がある。

中国の消費者は、所得が上昇するとともに、次第に高品質の家電製品を求めるようになっていくであろう。中国企業は製品の多様化と高度化を進めて需要をリードせねばならないが、それにどの程度成功するのかを予見することはむずかしい。これまでのところ、中国企業が高いイノベーション能力を示してきたとは言えないように思われる。

(2) 鉄鋼業

中国の鉄鋼業も、他の多くの産業と同じ特徴をもっている。それは企業の数が多いこと、1社当たりの生産量が先進諸国のメーカーと比べるとまだ小さいこと、高級品の生産技術が不十分なことである。

粗鋼の生産量だけを見れば、中国はすでに1996年に世界最大となっている。罗冰生（2011）によると、2010年における粗鋼生産量は6.3億トンと推定される。（これは中国鋼鉄工業協会のデータであり、罗冰生は協会の常務副会長である。）2009年末の生産能力は7.18億トンであり、罗冰生によると過剰能力の問題は深刻である。鉄鋼メーカーの数は、鉄鉱山工業を含めると8,012に達するというから、小規模なものが無数と言っていいほど存在していることになる。Brandt, Rawski and Sutton（2008）は、中国の工業マイクロデータから、2005年における鉄鋼企業の本数は6,690、そのうちの国有企業の本数は249としている。他の産業と異なり、業界内では規模の大きい国有企業がより高い生産性を実現している。

罗冰生によると、上位10企業の2009年における粗鋼生産シェアは43.5%であり、企業の整理淘汰はすこしずつ進んではいるが、いくつかの上位企業を除けば規模が過小である。このため、現代化、自動化、大型化において、中国企業と世界の先進メーカーとの間には大きな格差があるという。

近年における粗鋼生産量の大きさによる上位企業は、宝鋼、河鋼、武鋼、鞍鋼となっているが、首鋼、沙鋼も有力である。これらはすべて有限責任会社の形をとっているが、国有企業である。最大手の宝鋼は略称であり、正式には「上海宝山鋼鉄」という名称をもつ（他の企業も同じ）。河鋼は「河北鋼鉄」である。

規模の過小と過剰生産能力は深刻な問題である。なぜなら、価格競争がきびしくなり、大手メーカーといえどもわずかな利益しか生み出せず、製品高度化のための研究開発と設備の改善のための支出が不十分となるからである。世界の先進メーカーは、自動車用の高張力鋼やモーターの芯に使われる高級電磁鋼板などを製造しているが、中国の大手メーカーにはまだこれらを製造する技術がない。宝鋼においては日本メーカーの退職者を採用してその技術を習得しつつあるとの報道がある。しかし、いくつかのメーカーは、高度技術を

要する石油掘削用の鋼管を製造している。

大手メーカーは、自動車や家電製品に使われる高級品に注力しているが、それだけの技術力をもたない中小メーカーは主として建設業で使われる、品質要求の高くない鋼材（条鋼や形鋼）を生産している。大手メーカーは多くの品種を生産しているが、中小メーカーの生産は中・下級品に限られる。

中国のメーカーにとっての課題は、高級品へのシフトを進めること、生産規模を拡大すること、省エネと環境保護の技術を改善することである。これらの分野では宝鋼が進んでいると言われるが、それでも日本の三菱商事から技術指導を受けている状態である。他のメーカーにも外国企業による指導の例が見られる。

中国においてメーカーの合併統合がなかなか進展しない最大の理由は、おそらく地方政府が自己の地元にある鉄鋼メーカーの存続を強く望むからであろう。地方政府が鉄鋼メーカーの資本の一部を出資しているケースも多い。このため、地方政府は非効率なメーカーであっても保護してしまう傾向をもっている。それに加えて、需要の拡大が大きいので、中小メーカーにも規模拡大の機会がある。政府は粗鋼生産量5,000万トンクラスの企業をいくつか育てる方針であるが、企業乱立の状態は簡単には変わらないであろう。

7. 結論

中国の工業（あるいは製造業）は、これまでは生産量の拡大という課題にまず応える必要があったが、中国の企業はこの課題を十分にこなしてきたと言える。需要の伸びは現在に至ってもまだ大きい、いわゆる高技術品、高付加価値品への需要は必ずしも大きくない。このような経済環境の中では、企業の第一目標が量的な拡大となるのは当然である。この量的な拡大にとって有効だったのが、民営企業の設立の容認と外資との合弁企業の設立の促進である。前者は民営企業と国有企業との間に競争関係をつくり出し、国有企業にも生産拡大のインセンティブを生み出した。後者は中国企業に欠けていた基本的な技術力を学習させる効果をもった。

しかし、21世紀に入ると中国工業の課題は変化した。それは一口で言えば「量から質へ」の転換の必要が強まったということである。もちろん、中国経済には引き続き巨大な需要があり、その伸びも大きいので、十分な供給量を確保する必要性は依然として存在する。しかし、中国国民の所得水準の上昇にともなって、高品質、高技術の製品への需要が伸びるようになった。

中国企業に新たに求められるようになったのは、たんなる高技術と研究開発による新製品だけではない。ビジネスモデル、サプライチェーンの管理、マネジメントなども広い意味では技術であり、これらの技術の高度化も求められるようになった。

このような新しい課題に応えるためには、現在の企業制度は不適切になってきたと考えられる。自動車産業のように生産の半分以上が外資との合弁企業によって行われている場合には、外資側企業が新しい生産技術と経営技術をもちこむので、技術と経営の高度化は実現している（たとえ合弁の中国側が国有企業であったとしても）。しかし、外資依存が恒常化しつつあるという問題がある。鉄鋼業のように国有企業が支配的なポジションを占めている場合には、技術と経営の高度化へのインセンティブが弱い。国有企業は政府から監督される立場であるが、政府は国有企業同士を競争させず、むしろ保護している（政府

は地方政府を含む)。鉄鋼業の場合には、国有企業という形態そのものが技術の高度化や統合による規模の拡大を妨げているのである。企業を国有のまま存続させる根拠は、公共目的に奉仕する、国家の安全を支えるなどであろうが、鉄鋼業がこの基準を満たすとは考えられない。少なくとも現在の時点では主な鉄鋼メーカーを国有のままにしておく理由は消滅しているであろうが、政府は民営化の動きを見せていない。

国有企業は家電産業においても主流であるが、ここでも技術と経営の高度化は十分なスピードで進んでいない。やはり、民営化と自由競争は必要であろう。ただし、民営企業には短期利益志向が強すぎることで、家族や親族などの近親者による経営コントロールが強いことなどの問題があり、ただ民営化すればいいわけではない。企業システム全体の再検討と再編が必要になっていると考えられる。

引用文献

- 朝日新聞, 2010, 「EV 開発 中国猛進」(12月21日付)
- 金堅敏, 2005, 外国直接投資が中国産業発展に与える影響とその示唆, 研究レポート No.230 (5月), 富士通総研経済研究所
- 経済観察報(週刊), 2011, 「北京消息」(1月31日号)
- 経済センサス, 2004, 中国経済普查年鑑2004, 4巻, 中国統計出版社
- 国家工商総局, 2009, 中国工商行政管理年鑑2009, 中国工商出版社
- 国家統計局, 2010, 中国統計年鑑2010, 中国統計出版社
- 財政省, 2009, 中国財政年鑑2008, 中国財政雑誌社
- 徐伝甚および季政(編), 2010, 中央企業対応金融危機報告2010, 中国経済出版社
- 全国工商連研究室, 2010, 民営経済発展数据, 中華工商連合出版社
- 中国経営報, 2010, 「上海汽車勝利」(11月22日号)
- 東和男, 2011, 「自動車・今年も市場は引き続き拡大へ」, ビズチャイナ Whenever (1月号)
- 21世紀経済報道, 2011, 「从“国有企業改革”到“国有經濟の布局調整”」(1月1日号)
- 日本経済新聞, 2010, 「中国, 外資の税優遇全廃」(10月23日付)
- 罗冰生, 2011, インタビュー, 21世紀経済報道(2011年1月1日号)
- Brandt, L., T.G. Rawski and J. Sutton, 2008, “China’s Industrial Development” in L. Brandt and T.G. Rawski(eds.), China’s Great Economic Transformation, Cambridge University Press
- China Daily, 2010a, “Chinese auto sector gears up” (November 2)
- China Daily, 2010b, “SASAC to step up listing of central State-owned firms” (December 14)
- Haggard, S. and Y. Huang, 2008, “The Political Economy of Private Sector Development in China” in L. Brandt and T.G. Rawski(eds.), China’s Great Economic Transformation, Cambridge University Press
- Perkins, D.H. and T.G. Rawski, 2008, “Forecasting China’s Economic Growth to 2025” in L. Brandt and T.G. Rawski(eds.), China’s Great Economic Transformation,

Cambridge University Press
Wu, Li, Fumin Sui and Lei Zheng, 2010, China's Economy, China Intercontinental
Press

〔抄 録〕

中国の企業制度と産業発展

中国では、経済の中に占める国有企業のウエイトは小さくなってきたが、その存在感は依然として大きく、まだ市場経済とは言えない。民営企業への指導を含め、政府による企業活動のコントロールは依然として強い。

産業の発展は、全体としてはまだ十分でない。低賃金に依存する安価な製品の大量生産を長く続けてきたため、国民の所得・生活水準に見合うような新製品の開発力が弱い。とくに、食料品や日用品のような消費財をつくる産業の発展が進んでいない。